

(行政視察・**政務活動**・議員研修) 報告書

平成28年 3月18日

白石市議会議長 佐久間 儀 郎 殿

議員氏名 佐藤 秀行

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成28年 3月3日(木)～ 3月4日(金)
調査・研修先	衆議院第二議員会館・参議院予算委員会傍聴・国会見学等
調査事項 (研修事項)	地方創生について・TPP妥結後の日本経済の見通しについて スマートインターの設置時の自治体負担等について
対応者・講師等	創生本部事務局・畜産企画課・道路局国道防災課 等6名
概要 ① 背景・目的 ② 内容・特色 ③ 主な質疑 ④ 考察 (感想、課題、 政策提言等)	<p>去る3月3日(木)から4日(金)まで、2日間(1泊2日)の研修を、東京都の衆議院第二議員会館等で受講してきました。最初に「地方創生の取り組みについて」、国としての取り組みの現状・概要をご説明いただきました。この取り組みの趣旨は、ひとの流れを変えろということでした。地方自治体が考えた課題解決のため、国が支援・後押しをするということです。また、我が国の人口の推移と長期的な見通しについては、人口の減少が避けられないのが現状です。</p> <p>まち・ひと・しごと創生法は、平成26年11月28日に施行されました。少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的としています。まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版平成27年12月24日改訂)の主なポイントは、Ⅰ、地方創生の現状を踏まえた検証・改訂 Ⅱ、政策メニューの拡充(地方創生の深化) Ⅲ、地方への支援(地方創生版・3本の矢 情報支援・人的支援・財政支援)です。</p> <p>地方創生をめぐる現状は、①人口減少に歯止めがかかっていない②東京一極集中が加速している③地方経済と大都市経済で格差が存在する。地方創生の深化に向けた施策の推進について、国としても色々支援していきたい、ということです。1、地方に仕事をつくり、</p>



安心して働けるようにする。2、地方への新しい流れをつくる。3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。ひとの流れを変える取り組みの一つとして、政府関係機関の地方移転を図ることを考えています。

国は地方を支援していきます。情報支援として、地域経済分析システム（リーサス）によって、国が、地域経済に係わる様々なデータを収集し、わかりやすく見える化（可視化）するシステムを構築することによって地域経済を活性化させ支援していくものです。人的支援として、地方創生コンシェルジュ・地方創生人材支援制度・地方創生人材プランがあります。財政支援として、自治体の自主的・主体的な取り組みで、先導的なものを支援していく地方創生関係交付金があります。地方の取り組みを支援していく地方創生加速化交付金、また地方創生の深化のための新型交付金である地方創生推進交付金などがあります。

次に、「TPP妥結後の日本経済の見通しについて」ご説明をいただきました。米の交渉結果と国内政策について、現行の国家貿易制度（農林水産省が管理している国内制度）を維持するとともに、枠外税率・関税を維持した上で、米国、豪州に対してSBS方式の国別枠を設定しています。つまり、これまでの基本的な輸入の枠組みは変更せず、関税撤廃の例外や現行の国家貿易制度の維持など、多くの例外措置を獲得しました。最善の結果であると国は考えています。農林水産分野における大筋合意の概要について、我が国の全品目（農林水産物、鉱工業品）の関税撤廃率は95%、農林水産物の関税撤廃率は81%。農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得しました。畜産関係分野については、無傷ではないですが、牛肉の関税撤廃を免れました。その他、品目ごとの農林水産物の影響について、総合的なTPP関連政策大綱について、農林水産物の生産額への影響についてご説明いただきました。

最後に、「スマートインターの設置時の自治体負担等について」ご説明をいただきました。スマートインターのチェンジの整備について、スマートインターチェンジは、通行可能な車両をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジであります。ETC専用のため、料金徴収施設を集約する必要がなく、コンパクトな整備が可能であり、料金徴収にかかる人件費も節約可能です。スマートイン

ターチェンジは高速道路の有効活用と地域活性化につながります。平地部でIC間隔を欧米並みの約5 kmを念頭に整備しています。平成28年1月末時点で、開通80箇所、事業中71箇所です。整備に当たっては、受け手側の道路の改良が必要です。本線直結でも問題なく、交通がしっかり確保されていること、渋滞を緩和するためであること、大型車に対応したものであること、コストをどう縮めるか等を議論していくことが必要です。負担区分については、高速道路機構と国がそれぞれ2分の1ずつ負担し、料金所から既設の一般道路に出るまでを地方自治体が負担します。手続きと準備段階調査について、地方での計画検討・調整段階において、国として必要性が確認できる箇所等について、箇所を選定し、国が直轄調査を実施します。選定された箇所では、関係機関で構成される「準備会」を新たに設置しつつ、調査・検討の一部を国が担うことで、地方での計画的・効率的なスマートICの準備・検討を推進するということです。一般国道金ヶ瀬拡幅工事については、H30年開通予定です。同じく一般国道白石地区付加車線整備事業、国見峠の県境部分2、200 mについては、交通の状態を考えながら計画作りを検討していくということです。

自分自身、改めて日々全てのことが勉強、研修の場だと感じました。「地方創生」の国としての取り組みの現状・概要、スマートインターチェンジの整備についてなど色々考えさせられました。このような研修を通して、これからも議員としての自覚とその職務の重要性を深く認識し、学んだことを今後の業務に生かしていこうと考えています。